

IASB ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対するコメント・レター

ASBJ ディレクター いたばし あつし
板橋 淳志

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）が 2018 年 6 月に公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「本 DP」という。）に対して、2019 年 1 月にコメント・レターを送付している。

本 DP の概要

本 DP は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」で扱っている金融負債と資本性金融商品の分類に関する議論を全般的に扱ったものである。本 DP では、IAS 第 32 号の分類の要求事項について根拠が明確でないことから、基準間の不整合や適用上の課題が生じているとしている。このため、当該課題に対応する目的で、IAS 第 32 号の分類の根拠を明確にするとともに、負債と資本の分類だけでは示しきれない金融商品（請求権）の特性について、分類以外の表示や注記による情報提供の改善を提案している。

その内容は次のとおりである。

章	項 目	内 容
1	目的、範囲及び課題	IASB のプロジェクトの目的及び範囲並びに IAS 第 32 号の適用において IASB が識別した課題について論じている。
2	IASB の選好するアプローチ	請求権の様々な特性の分析に基づく負債と資本の分類に対する IASB の選好するアプローチ、及び企業の財政状態及び財務業績への経済的影響について論じている。
3	非デリバティブ金融商品の分類	IASB の選好するアプローチの非デリバティブ金融商品への適用について論じている。
4	デリバティブ金融商品の分類	IASB の選好するアプローチのデリバティブ金融商品への適用について論じている。
5	複合金融商品及び償還義務の取決め	IASB の選好するアプローチの複合金融商品及び償還義務の取決めへの適用について論じている。
6	表示	金融負債及び資本性金融商品に関して、どのような情報を財務諸表本表での表示を通じて提供できるのかを論じている。
7	開示	金融負債及び資本性金融商品に関して、どのような情報を財務諸表注記での開示を通じて提供できるのかを論じている。
8	契約条件	義務が契約条件又は他の何らかの仕組みのいずれから生じるのかどうか（したがって、特定の権利又は義務が IASB の選好するアプローチの適用範囲に含まれるのかどうか）を決定する上での課

	題について、以下を例として論じている。 (a) 経済的強制と間接的な義務 (b) 契約と法律の関係
--	---

コメント・レターの概要

本 DP に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

1. 本 DP の取組みに対する全般的な評価

負債と資本の分類の原則の根拠を明確にすると本 DP の中心的な取組みは、負債と資本の分類の課題の改善に役立つ可能性はあるものの、その改善の範囲が課題の一部に留まっており、また、IAS 第 32 号の例外の一部を維持する提案がなされていることを踏まえると、見込まれる便益が検討に必要な資源に見合っていない可能性があると考ええる。

2. IAS 第 32 号の課題への対応

本 DP で課題として明示的に識別されていないものの 1 つとして、分類の原則を適用する会計単位の決定があると考えており、IASB が分類結果の不必要な変更を限定的にすると本 DP のアプローチに基づく場合には、この会計単位の課題に取り組むことが効果的と考える。

その一方で、仮に IAS 第 32 号の包括的な見直しに十分な資源を投入するのであれば、一貫性があり、理解可能性のある分類を達成するために、根本的に分類のあり方を検討するべきである。その場合の検討の 1 つの候補としては、基本的な所有アプローチ（最残余の請求権を資本とし、それ以外を負債とするアプローチ）に修正を加えたアプローチがあると考ええる。

3. IASB の選好するアプローチの明確化

時点特性の要件（清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能な義務か否か）については、伝統的な負債の概念と合致するものの、企業に経済的資源を移転する義務を課す請求権は短期から長期のものまで様々なものがある中で、清算時か否かの一時点を問題にすることが財務諸表利用者の評価にどのように役立つかが明確でないと考ええる。

また、金額特性の要件（企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する回避不可能な義務か否か）については、清算を想定した場合の当該要件の有効性や、連結財務諸表における非支配持分への適用可能性等について、明確化が必要と考ええる。

4. 子会社株式に対する売建プット・オプション（NCI プット）に対する償還義務の取決めに關する予備的見解の適用

償還義務の取決め（デリバティブとそれにより消滅する可能性のある非デリバティブ資本性金融商品の組合せ）に関する予備的見解を NCI プットに適用する場合、非支配持分（NCI）が認識中止されるが、この結果について、非支配株主の子会社に対する請求権は存在していても、財政状態計算書では当該 NCI が示されなくなることに懸念が寄せられている。当該結果は、償還義務の取決めと同じ決済結果を有する転換社債との間で整合性を要求した結果であることは理解するもの

の、予備的見解をさらに検討する際にこうした懸念も考慮すべきである。

5. その他の包括利益（OCI）とされる金融負債の評価差額のノンリサイクリング

本 DP では、表示の改善提案の 1 つとして、一定の金融負債について評価差額を OCI とし、当該 OCI を純損益にリサイクリングしないことを提案しているが、この提案におけるリサイクリングを行わない理由は、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」（2018 年 3 月改訂）のリサイクリングしない可能性のある例と整合していないと考えており、当該フレームワークの原則に従い、当該 OCI を将来の時点で純損益にリサイクリングすべきである。

6. 各資本性金融商品への収益及び費用の帰属

本 DP では、表示の改善提案の 1 つとして、収益及び費用の帰属を普通株式以外の資本性金融商品に拡張することを提案しているが、当該帰属は会計上の簿価を基礎としたものであることから、特に、デリバティブ資本性金融商品への適用に解決困難な課題が生じるため、提案に同意しない。